

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

平成30年10月29日

独立行政法人北方領土問題対策協会

契約担当役

事務局長 木 村 友 二

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成30年度から平成34年度の会計監査人候補者の選定

(2) 内 容

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は会計監査人の監査対象となっているが、会計監査人は内閣総理大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）が選任を行うため、会計監査人の候補者（以下「候補者」という。）の名簿に記載する者を選定するものであり、今回の候補者選定は、平成30年度から平成34年度の複数年とする。

(3) 契約期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第40条に定める主務大臣が選任した日から、通則法第42条で定める日までとする。ただし、候補者の選定は、平成30年度から平成34年度の複数年であるが、毎年度主務大臣の選任を受けることから「単年度契約」となる。

(4) 平成31年度以降について

平成31年度以降については、毎年度、主務大臣の選任を求めるにあたり、候補者より監査計画書等を提出いただき、その内容を審査した上で、適切であると認められる場合に限り、引き続き候補者として選定することとする。

なお、選定された者が①行政処分を受けた場合、②監査計画書等に記載された事項が十分に履行されなかった場合、③その他審査結果が不相当であった場合等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、候補者を改めて選定するものとする。

(5) 契約金額について

毎年度の契約金額は、今回提示していただく入札額の内訳（毎年度の見積額）を原則として基本とする。

(6) 入札方法

入札は、入札書及び監査に係る提案書等を受け付け、審査委員会による価格と提案内容の総合評価で候補者を決定する総合評価落札方式にて行う。候補者選定が5年の複数年であるため、入札金額は5年分の監査業務に要する総価とする。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 通則法第41条に規定する資格を有する者であること。

(2) 独立行政法人北方領土問題対策協会契約事務取扱細則（以下「細則」という。）第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(3) 平成29・30・31年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「A」「B」「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。

(4) 国における役務の提供等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 毎年度、主務大臣に会計監査人の選任に係る承認を得ることを契約締結の前提条件とすることに同意する者であること。

(6) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所

〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目9番12号 住友不動産上野ビル9階
独立行政法人北方領土問題対策協会 電話 03(3843)3630（直通）

(2) 入札説明書の交付方法及び場所

本公告の日から平成30年11月20日（火）までの平日10時から17時の間、上記3(1)の場所において交付する。交付の際は、受領者の名刺を提出すること。

また、郵送による交付を希望する場合は、受領者の名刺、A4版が入る返信用封筒（住所、会社名及び担当者氏名などを記入し、140円分の切手を貼付）を上記3(1)の場所に送付すること。

(3) 入札説明会は、開催しない。

(4) 郵送による入札書・提案書等の提出期限及び送付先

- ①期 限 平成 30 年 11 月 21 日（水）17 時必着
- ②送付先 上記 3（1）の場所宛
- （5）持参による入札書・提案書等の提出期限
 - ①期 限 平成 30 年 11 月 21 日（水）17 時
 - ②提出先 上記 3（1）の場所

4. 入札書の開封

上記 3（4）及び（5）の期限までに受領した入札書は、審査委員会（平成 30 年 12 月開催予定）において開封する。

5. 入札保証金及び契約保証金 免除する。

6. その他の事項

- （1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る
- （2）入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した者の入札は無効とする。
- （3）候補者の選定方法
次の各要件に該当する者のうち、審査委員会の総合評価によって得られた数値の最も高い者を候補者として選定し、候補者を記載した名簿を主務大臣へ提出する。
 - ① 提案内容が、当協会による審査の結果、基準点を上回っていること。
 - ② 入札価格が、細則第 12 条、13 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、総合評価の結果は、各入札参加者へ書面にて通知する。
- （4）契約締結及び契約書作成の要否
通則法第 40 条に基づき主務大臣から会計監査人の選任が通知された際は、選任された者に対して、その旨を通知し、契約を締結する。契約締結にあたっては、契約書を平成 30 年度から平成 34 年度の毎年作成するものとする。
- （5）提出書類の取扱
提案書の内容について、候補者の選定以外に無断での使用は行わない。なお、提出された書類等については一切返還をしない。
- （6）その他
詳細は、入札説明書による。